

令和 7 年第 1 回臨時会

(1 月 22 日招集)

山都町議会会議録

令和7年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○1月22日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	4
日程第5 発議第1号 山都町議會議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	5
日程第6 議案第2号 山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について	6
日程第7 議案第3号 山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について	13
日程第8 議案第4号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	17
日程第9 議案第5号 令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	20
日程第10 議案第6号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について	21
日程第11 議案第7号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について	22
日程第12 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカーフィールド施設整備工事（第二期））	23
日程第13 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））	26
日程第14 議案第10号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）	28
閉会	32

1月 22日 (水曜日)

令和7年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 令和7年1月22日午前10時0分招集
2. 令和7年1月22日午前10時0分開会
3. 令和7年1月22日午後0時03分閉会
4. 会議の区別　臨時会
5. 会議の場所　山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期決定の件

日程第3　行政報告

日程第4　議案第1号　山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第5　発議第1号　山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第6　議案第2号　山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について

日程第7　議案第3号　山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について

日程第8　議案第4号　令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

日程第9　議案第5号　令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10　議案第6号　令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第11　議案第7号　令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について

日程第12　議案第8号　工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカーフィールド施設整備工事（第二期））

日程第13　議案第9号　工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））

日程第14　議案第10号　工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 真 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	11番 後 藤 壽 廣
12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（2名）

7番 興 柏 誠 10番 吉 川 美 加

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本 靖也	教育長	井手 文雄
総務課長	工藤 博人	清和支所長	長崎 早智
蘇陽支所長	村上 敬治	会計管理者	飯星 和浩
企画政策課長	北 貴友	税務住民課長	高橋 尚孝
健康ほけん課長	木實 春美	福祉課長	高野 隆也
環境水道課長	有働 賴貴	農林振興課長	松本 文孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	平岡 哲也
商工観光課長	山下 公司	学校教育課長	鈴木 保幸
生涯学習課長	上田 浩	そよう病院事務長	枝尾 博文
監査委員	志賀 美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田 浩幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和7年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、中村五彦君、6番、矢仁田秀典君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、行政報告の申出があつております。これを許します。

教育長、井手文雄君。

○**教育長（井手文雄君）** 御報告をさせていただきます。

このたび、教育委員会学校教育課におきまして、個人情報の漏えいが発生いたしました。町ホームページに記事を掲載する際に、個人情報が入力されたデータを掲載したものです。誤ってお名前を掲載しました皆様には大変御迷惑をおかけし、心よりおわび申し上げます。

また、山都町ホームページなど情報発信の信頼性を欠くこととなりましたことを、関係の皆様及び町民の皆様に重ねておわびを申し上げます。

詳しい内容は、学校教育課長より説明させますが、今回の事案を厳粛に受け止め、これまで以上に事務点検を徹底し、再発防止を図ってまいります。大変申し訳ございません。

○**議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、鈴木保幸君。

○**学校教育課長（鈴木保幸君）** 報告します。学校教育課で調理師補助の会計年度任用職員の募集を行うため、町ホームページに募集記事の掲載を行った際に、過去を含めた会計年度任用職員の氏名85名分を誤って掲載しました。

町ホームページへの記事掲載は、令和7年1月14日12時半頃に行い、その後、氏名が記載されたデータを掲載していることが分かったため、同日の午後5時30分頃に記事を削除しました。氏名の記載があったのは、募集職種データで、データの欄外に氏名の記載があり、データ内容の確認をせずに記載をしてしまいました。氏名の記載があった方には、事のてんまつの説明を行い、謝罪を行っております。また、町ホームページに当該件の謝罪記事の掲載を行っております。

今後はこのような個人情報の漏えいがないようチェック体制等の徹底に努めます。このような事象が発生したことをおわびします。

○**議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

○**総務課長（工藤博人君）** おはようございます。私のほうから、本件個人情報漏えいインシデントに際する町長部局における対応状況を説明いたします。

情報インシデントの発生を受けまして、町の情報セキュリティ委員会における対応事項等を決定しまして、情報インシデントの内容に応じて、総務省、熊本県、個人情報保護委員会への報告が必要となります。事象判明が終業後であったことから、翌日1月15日早々に、町の情報セキュリティ委員会における協議を臨時の行いまして、事後の対応事項を確認いたしました。

まず、総務省及び熊本県に対しましては、情報インシデントの大小に関わらず報告が必要であるため、同日報告を行っております。

次に、内閣府に属する行政委員会であります個人情報保護委員会に対しましては、報告要件が定められておりまして、漏えいした情報が個人名のみであり、医療記録等の重要な個人情報ではなかったこと、財産被害につながる情報ではなかったこと、情報件数が100人以下の情報であることから、報告は不要となっております。

そのほか町長部局における対応としまして、山都町ホームページで公開中の記事に個人情報が含まれるものがないか、緊急的に点検を行いまして、そのような記事は現時点ではないことを確認しております。

本町におきまして、山都町ホームページにつきましては、適正な運用を図ることを目的とした山都町ホームページ運用管理規程や、町が保有する情報資産の適正な取扱いを図ることを目的とした山都町情報セキュリティ基本方針を定めております。いずれも適正に運用していれば、今回の事案は防ぐことができたものと考えております。各所属長を通じ、改めて規定や方針の再確認と遵守徹底を指示いたしました。同様のことを繰り返さないよう、今後におきましても適宜周知徹底を図ってまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

日程第4 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第1号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 説明いたします。

議案第1号、山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。令和6年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

人事委員会を設置していない本町では、人事院及び熊本県の勧告を参考に適切な対応を行うよう国から通知がなされておりまして、対応するものです。

今回の改正は、一般職の職員、任期付職員、町長、副町長及び教育長の給与について改正を行うものです。

次のページを御覧ください。このページから条例改正文となります。

第1条及び第2条において、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、第3条、第4条において、山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、第5条及び第6条において、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について規定をしております。

附則は、次のページ、その次のページになります。

附則は2条立てとしておりまして、第1条において、施行日及び適用日を規定しまして、第2条はみなし規定となります。

5ページを御覧ください。新旧対照表となります。

以降、改正条例の条ごとに新旧を示しております。

それでは、議案資料において説明いたしますので、最後のページを御覧ください。今通知いたしました。

今回の条例案の要旨となります。

今回の改正ポイントは、1点目としまして、医師の初任給調整手当の支給上限額や一般行政職及び医療職の給料を引き上げるもので、令和6年4月1日に遡り適用するものです。

2点目としまして、一般職の職員の期末手当、勤勉手当の支給率を年間0.1月分引き上げ4.6月に、一般職の任期付職員の期末手当、勤勉手当の支給率を年間0.05月分引き上げ2.4月に、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を年間0.05月分引き上げ2.75月とし、それぞれ令和6年4月1日に遡り適用するものです。

また、それぞれ引上げ後の支給率を6月と12月の支給月に一律に均等化する改正を行い、令和7年4月1日から適用するものです。

表の一番下、附則第2条は、改正前の規定に基づいて支給された給与を給与の内払いとみなす規定となります。改正後の規定に基づく給与が本来の給与となり、内払いとして支給されている令和6年4月以降の給与との差額について、2月の給与支給に際し手当とする予定としております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第1号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、発議第1号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 皆さん、おはようございます。

発議第1号について御説明申し上げます。

発議第1号、令和7年1月22日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、後藤壽廣、賛成者、山都町議会議員、飯開政俊、賛成者、山都町議会議員、吉川美加、賛成者、山都町議会議員、眞原誠。

山都町議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正について。

上記議案を、地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提出の理由。令和6年人事院勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

内容につきましては、本年度の人事院勧告に伴い、今回行うものです。

改正する点は、年間の期末手当の率について、現行の2.7月を0.05月引き上げて2.75月にするものです。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条関係の表のとおり、本年度分については、遡って令和6年12月期の期末手当の率を1.35月から0.05月引き上げて、1.4月と改正します。

次に、第2条関係の表のとおり、令和7年6月期以降については、期末手当の率を年間2.75月とするため、1条で1.4月に改正した率を1.375月に改正するものです。

以上説明を終わりますが、全会一致での同意よろしくお願ひます。

○議長（藤澤和生君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第2号「山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 説明いたします。

議案第2号、山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について。

山都町いじめ問題専門委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和7年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。山都町が設置する学校において、いじめの防止等の対策を実務的に行うことを目的に専門委員会を設置することに伴い、山都町いじめ問題専門委員会設置条例を制定する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

いじめ防止推進法第28条では、いじめの重大事態があった場合は、その事態に対処するため、及び今後の同様の事態の発生の防止を行うために、重大事態の事実確認を明確にするための調査を行うと規定されます。

重大事態とは、同じくいじめ防止推進法第28条に「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されています。

山都町の学校におきまして、令和6年12月に重大事態への対応をとる必要があることが確認され、速やかにその対応をとる必要がありますが、事実関係を明確にするために必要な調査機関の設置に必要な条例がありませんでしたので、条例制定を行うものです。

調査機関については、公平性を確保する必要があることから、第三者で組織を行います。

調査の目的は、民事等の責任やその他の争訟への対応ではなく、重大事態への対処及び再発防止を目的に行います。

それでは、条例案について概要を説明しますので、次のページをお願いいたします。

第1条において、設置しようとする委員会は、いじめ防止対策推進法第14条の3項に規定する教育委員会の附属機関であることを示しています。

第2条において、委員会の所掌事務を記載しております。

1、教育委員会の求めに応じ、山都町いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見から審議を行うこと。

2、学校におけるいじめに関する通報や相談に対して必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。

3、学校におけるいじめの事案について、法第24条の規定に基づき必要がある場合に調査を行うこと。

4、学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。

5、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

第3条において、組織を委員5人以内とし……、次のページをお願いします。専門的な知識を有する者で構成することを規定しています。

第4条において、委員の任期を2年と規定しています。

第5条から第7条において、委員会の運営等に関する事項を規定しています。

第8条において、会議の中では、関係する児童生徒等に関する要配慮情報について協議されることが想定され、委員会の会議は原則非公開であることを規定しています。

次のページをお願いします。

第9条において、守秘義務を規定しています。

第10条において、庶務を学校教育課で処理することを規定しています。

第11条において、委任規定を規定しています。

附則としまして、1、この条例は公布の日から施行すること。

2、山都町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

報酬及び費用弁償条例の別表第1に、本委員会の委員長及び委員の報酬を追加します。

次のページをお願いいたします。関連する法の抜粋を記載しています。

いじめ防止対策推進法の第14条、第23条、第24条、第28条を次のページまで抜粋記載しております。

次のページをお願いいたします。こちらが調査に関するフローチャートを記載したものになります。

学校でいじめが発生し、重大事態での対応が確認された場合、教育委員会はその旨を町長に報告を行います。

教育委員会は、対象となる児童生徒及び保護者に、重大事態に関する調査について説明を行います。

その後、本条例に規定するいじめ問題専門委員会による調査を行います。

調査前には専門委員会から、対象児童生徒及び保護者に調査の説明を行います。

なお、調査方法や内容は、いじめ問題専門委員会により決定されます。

調査終了後に専門委員会から、対象児童生徒及び保護者に調査結果の報告を行います。

対象児童生徒及び保護者は希望する場合は、調査結果に所見書を添付することができます。

調査委員会は、調査結果と必要な対応の提言に、対象児童生徒及び保護者からの所見書がある場合は、それらを教育委員会に提出し、教育委員会から町長へ報告を行います。

町長は報告を受けた調査結果等を基に、再調査が必要か判断し、再調査が必要ない場合は、教育委員会で必要な対応を行うことになります。

重大事態への調査等につきましては、国が定めるいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、また、他自治体の事例等を参考にしながら進めていきます。

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この委員会で決定事項、決定というか、報告をされるということは、もう最終的に審議した結果を町長に報告するんですが、町長はそこで、再調査の必要性を判断するってありますが、これはどんなことが想定されますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。この後の議案にも関係してきますので、簡潔にちょっとお答えします。

実際、現実的に事例としてまだ出てきませんので、具体的に答えるのは難しいんですけども、実際、調査結果の報告が出てきたときに、その際に被害を受けた児童生徒またはその保護者が希望される場合は、所見書というのをつけて出していただくということになりますので、基本的にそれを踏まえた上で再調査の判断ということになるのかなと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 私の個人的な判断ちゅうか、今度これを見て思ったんですが、結局、調査委員会が調査結果を報告をしますという、その内容を見て、例えば、いじめを受けた保護者等がですね、「いや、それは不服だ」とかということを、町長に進言されてそうなるのかなと思いましたが、そういうこともありということでしょうかね。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。お見込みのとおりとなります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 昨年末に重大事態が発生したということでの急遽の条例制定かというふうに説明されたかと思うんですけど、まず、山都町のいじめ防止基本方針が平成27年の9月に出されていて、その中でも、第三者機関とかが必要だということは明示されてるんですよね。何かが起きてから条例制定ってなると、スピード感は落ちると思うので、なぜ、そのときにされなかつたのかというのが一つと。

それから、今8番議員から言われたことにも関係するんですけども、重大事態だというふうに、まず確認されるときにですね、それぞれの学校、当事者、保護者、それから、いじめが原因だということであれば、加害者、双方の聞き取りがされると思うんですけど、そこに重大事態だと確認されるまでが、すごくもう一つ大事だと思うんですよね。それを見てからの第三者機関だということでの条例制定なので、それはそれでいいというか、大事なことなので、それに対する異論はないんですけども、ここまでに至る具体的なことで言ってくださいって言ってるんじやないんですけど、個人が特定されたりするといけないのでですね。報告できる範囲で構いませんので、どうしてそれを重大事態と認定されたのかということについてもお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。議員おっしゃるとおり、山都町いじめ防止基本方針というものが平成27年に策定されておりましたが、実際の重大事態が起つたときの調査方法の検討までは至っていなかったというところになりまして、今回、重大事態に対応するためには調査機関の設置が必要というところの、改めての確認がとれたので、今回の条例制定ということで進めさせていただくことになりました。

また、重大事態の確認方法というところなんんですけども、今回の件につきましては、令和6年12月に、保護者から重大事態の申立てがあり、内容等状況を確認した結果、いじめにより長期欠席の状況にあることが確認されたため、山都町教育委員会に報告し、今後の対応方法について協議確認を行ったところです。

また、町部局の総合教育会議におきましても、同様に報告及び今後の対応内容につきまして、

確認を行っているところになります。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今の課長の答弁の中で、保護者の方から重大事態の申立てがあったという御答弁があったんですけども、保護者が、例えば自分が保護する児童がいじめに遭っている、あるいは何らかの悩みを抱えているということを報告する際に、町に報告するとか、学校に相談するとか、それから、重大事態での報告なのだという認識といいますか、そういう、何とうんですか、こういう手続的な認識って保護者の方は共有されてるんですかね。

そうじゃなくて、一般的に、例えはうちの子がこういう事態になっていて、ちょっと相談に乗ってほしいんですけどとか、そういうのを指して重大事態の、何ですかね、報告というか、あれっておっしゃいましたか、重大事態の何とかという話なのか、どうかなと思ってですね。保護者の皆さんがそういうのをきちんと御存じの上で、学校なり教育委員会に報告できるんだということを御存じなのかどうかの質問です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。山都町いじめ防止基本方針の中に重大事態への対応というものを規定しております。そのほかに重大事態というところに該当するものというところの中に、児童生徒や保護者からの申立てがあった場合というものが重大事態として対応するようにというような規定を行っております。

まずは申立てがありまして、事実関係を確認して、重大事態として対応が必要という判断で、今回進めるというふうに決定を行ったところになります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） すみません、私の質問の仕方が悪かったかもしれません。重大事態の申立てというお話なんですけれども、そうするに、その重大事態の申立てというところのレベル感といいますか、保護者が、まず、もう一つはですね、その申立て先は学校なのか、それとも、学校教育課なのか、教育委員会なのかというところが、まず一つ知りたいところですね。

あともう一つは、というのも、保護者って、どこに相談していいかなんてね、恐らくですね、規定なんか一々分かってないんで、身近なところにしか相談行かないと思うんですよね。そうすると、学校が「あっ、そういうことであれば、教育委員会に申立てをするという手続があるので、ちょっと内容をきちんと書いて、教育委員会のほうに申立てをしてください」という、そういう指導があるのかとかですね、あるいは、学校が事務的な手続を代理的に全部やってくれるのかとか、そういうところを知りたかったというところなんですよ。

保護者は恐らくこういった規定っていうのを御存じない方多いんじゃないかなという想定です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。まず、重大事態の申立てにつきましては、学

校もしくは教育委員会というところで、特段規定はございませんが、出しやすいことといいますか、相談しやすいところということになると思います。

また、いじめ等への対応というところなんですけども、当該案件につきましては、令和5年2月から、ケース会議等は開催を行っておりまして、対策についてはこれまで協議を行っておりました。ですが、解決には至らなく、令和5年12月に長期欠席という事態につながりましたので、今回の重大事態として取り扱うというところになったところになります。

いじめ等ありましたら、まず学校のほうに相談があるものと思います。それにつきましては、各学校で対応をとりながら、もし学校での対応が不足する場合には、関係機関等を交えた対応策の検討、必要に応じて学校教育課も交えたケース会議等を行いながら、対応を現在進めているところになります。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すみません、ちょっと聞き逃したんですが、今回の件については、令和2年から……、5年から、5年からのことということですね。ということであれば、もう1年以上にわたって取り組んでこられたというのは理解しましたけれども、まずは重大事態に至らないような取組が望まれるわけですよね。重大事態っていうのの例示として、山都町のいじめ防止基本指針の中を見ますとね、生命、心身又は財産に重大な被害の中に、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、年間30日以上の不登校状態が見られる場合、30日未満でも該当する場合はあると。児童生徒や保護者からの申立てがあった場合ということで、今最後のところにまずは当たるのと、それから、不登校状態になっているというのが当たるのかなと思いますけれども、これまで何件もこういう申立て事項はあったはずなんですね。それに対して解決がなかなか見られなかつたという中で、ここまでされたということに対しては、一歩前進だというふうに捉えたいと思いますけれども、今、3番議員からありましたように、ちっちゃな芽のときにですね、学校や教育委員会のほうできちんと受け止めてもらえるっていうのが大事だと思っています。

それでお尋ねしたいのは、重大事態というふうに認定されるまで、保護者さんも子どもたちも、何回も何回も同じことを聞かれたりとかですね、それによって、二次的な精神的苦痛が重なっていくとかということも聞いてるんですけども、そういうことがないようにワンストップで対応してもらえるところをつくってくれという要望も保護者さんから出ていたことがありました。なので、そのことについての対応というか、それは、この例に関してでもいいですし、これまでのことでもいいですので、改善がなされているのかっていうことで、お答えいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。現在各学校ではいじめ防止基本方針を策定しております、その中で、学校で教育活動全体を通して、いじめを決して許されないことの理解

を促しております。

いじめにつきましては、議員御指摘のとおり、早期発見というところが大事になるかと思思います。教職員による日常観察、また、児童生徒、保護者からの相談、また、アンケート調査により、いじめを早期に発見し、対応を現在進めているところです。

いじめにつきましては、まずは各学校が窓口といいますか、対応するところというところは、一番の入り口というところの取扱いで現在は進めております。教育委員会まで相談があった場合は、学校と一緒に対応を進めていく必要はあるかとは思っております。

まずは、各学校での取組というところを一番に、いじめの解消というところの取組は現在進めているような状況であります。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） もう具体的な重大事態が発生してしまいましたので、本当に早期に子どもの心のケアだったり、それから、被害児童だけじゃなくて加害児童に対するですね、児童なのか生徒なのか分かりませんけど、それもとっても大事なことだと思うんです。その辺本当にお願いしたいのと、ちょっとお尋ねしたいのは、こういう条例をつくらないと、第三者委員会とかがつくれなかつたとすれば、これが承認されて委員のメンバーが決められていくと思うんですけれども、何といいますか、見識を持ってきちんと解決に向かうことをしてくださる方を早急に任命していただきたいと思いますが、すみません、次のにも関係するんですけど、ここでの委員と、次のまた再調査委員は別の方にもちろんなりますよね……、はい。そのときですね、先ほども言いましたように、教育的配慮として加害児童への対応ということも考えてらっしゃいますか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。まず、今回の調査が終了後、調査結果、提言を受けてから、対応については判断されることになると思いますが、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるような支援を行っていく必要があるかと思います。不登校の状況であれば、学びの継続に向けて、家庭や関係機関、心理福祉士の専門家等と連携した学習支援や登校支援の実施、また、希望する場合は、学校の変更や区域外就学といった弾力的な対応の検討も考えられます。

仮にいじめを行っていたということが分かった児童生徒がいた場合に対しましては、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえながら、スクールカウンセラーなどと連携を図りながら、指導及び支援を行っていく必要があるかと考えております。

また、調査結果につきましては、再発防止につきましても提言をいただきます。再発防止についての提言内容を踏まえながら、取組の進捗管理を行っていく必要があるかと思っております。

また、この取組につきましては、当該校だけではなく、町内全部の学校への対応として取組を進める必要があるかと考えております。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第3号「山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 説明いたします。

議案第3号、山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について。

山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和7年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、附属機関として山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会を設置することに伴い、山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例を制定する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

まず、フロー図を御覧ください。

先ほど議決された山都町いじめ問題専門委員会設置条例の際に作られたフロー図と同様のものです。

いじめ問題専門委員会設置条例の規定に基づき、教育委員会等が主となり重大事態に関する調査が行われ、町長にその調査結果が報告されます。その報告を受け、町長において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、当該報告の結果について調査を行うことができます。

今回、いじめ問題専門委員会調査を踏まえた報告後に、改めて附属機関を設ける事務手続を行うのは、迅速性の観点から望ましくなく、あらかじめ附属機関の設置環境を整えておくべきと考え、山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会を設置すべきと考えたものです。

運営に際しましては、国が定めるいじめの防止等のための基本的な方針や、いじめの重大事態

の調査に関するガイドライン等を踏まえまして、他自治体における事例等を参考にしつつ、今後調整してまいります。

それでは、条例案について概要を説明いたしますので、2ページを御覧ください。

第1条において、設置しようとする委員会は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する町長の附属機関であることを示しております。

第2条において、委員会の所掌事務を、第3条において、組織を委員5人以内とし、専門的な知識を有する者で構成することを規定しました。

第4条において、第2条に規定する所掌事務が終了したときは、委員を解職されることとし、委員は固定でなく、都度都度、その事案の都度調整していくことを示しています。

第5条から次のページの第7条において、委員会の運営等に関する事項を規定しております。

第8条において、会議の中では、関係する児童生徒等に関する要配慮情報について共有されることが想定され、委員会の会議は原則非公開であることを規定しました。

第9条において、委員の守秘義務を規定し、庶務を総務課総務係で処理することを第10条で規定しております。

第11条は委任規定です。

附則です。次のページを御覧ください。

1、この条例は公布の日から施行する。

2、山都町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。報酬及び費用弁償条例の別表第1に、本委員会の委員長及び委員の報酬を追加します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 再調査の中でですね……、すみません。最初の報告を受けて、所見書の中に書いてあることで、保護者なり本人が不服があるということであれば、再調査ということに進むという御説明があったと思いますけれども、いじめの問題、重大事態というのは、もちろんいじめのこともありますし、いじめによって不登校状態に陥っている場合と、それと、それが先ほど私も子どもたち同士のことだけで申し上げましたけれども、本当に残念なことでありますけど、これまでのいろんな事例を見てみると、先生方の不適切な対応によって、子ども、生徒児童が学校に行けなくなるというようなことも、残念ですが起きています。そういったときの、先生、これは先ほどから私もそう言いましたけれども、対教職員の不適切な対応という中身も含みながらの再調査もあるということで理解していいんでしょうかということと、委員会の会議は原則として非公開というふうになっています。先ほどの条例でもそうでした。過半数の委員の賛成があれば公開になるということになっていますが、私は原則として公開にしていただきたかったという思いであります。特に、当事者に対しては公開にしてほしかったと思うんですけども、両方ともこのようにされた意図というか、理由をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、一つ目の教師の対応関係の話なんですが、具体的には、前段の教育委員会における調査の中で、その辺も含んだところで多分調査がなされると思いますので、それを踏まえた上での判断になろうかと思うところです。

そして、もう一つ、公開、非公開の云々なんですが、先ほど説明の中で申し上げましたけれども、やっぱり被害者、加害者双方の要配慮的な情報が協議の中では出てくると思いますので、やはりそれを考えますと、現実問題としてやっぱり非公開にすべきかなと思ったところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤ですけれども、まず第2号で、いじめ問題専門委員会の委員の人たちは、弁護士、医師、学識経験者いろいろあります。その後のまたいじめ重大事態に係る委員さんも、また同じような委員さん、この人たちは同じ委員さんですかね、別な人をまた選任するのか、お尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほどの議案の中でも学校教育課長から答弁があったかと思いますけれども、一応学校教育課のほうの委員会の委員さんと、こちらの委員さんは別人ということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この5人なんですが、この（1）から（5）からそれぞれ1人なのか。それとも、例えば学識経験者を2人するとかですね、この（1）から（5）それぞれから1人なのか、あと重複する、例えば弁護士さんが2人なのかとか、委員の5人の選出数はどのように考えておられるのかと、例えばこの学識経験者というのは、もう、この前の専門委員会の設置条例のときもそうなんですが、もうすぐすぐに設置しなければならないんですよね、ですから、この学識経験者ももうすぐすぐ選出をしなければならないんですが、どのような人をお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず委員さんの内訳ですけれども、一応5号ですね、1から5まで設定をしておりまして、1から4号まで1人ずつ、5でその他町長が必要と認める者というのがありますので、この中で弁護士が2人がいいのか、医師が2人がいいのか、学識経験者が2人がいいのかとか、その辺はまた検討していくことになろうと思います。

それと、学識経験者の今後の選定につきましても、ちょっと現時点でどういう方という検討はまだできておりませんで、今後先行自治体とか、今まで、よその自治体でもこういうこと、事案があつてあるかと思いますので、その辺りをちょっと調べさせていただいて、それを踏まえた上

で、どういう方が適當なのかというのをまた今後検討していく予定としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） すみません、12番工藤です。先ほどの答弁で、それぞれに別ということをございますので、私はこういう重大な事態に係る審査というのは、広域でですね、ほかにもあります、広域連合で、上の段階でですね。そういったことで、これ、どこの町村もこういう問題は恐らく抱えてくると思いますので、広域連合で、町で新設して、その結果を踏まえて、また広域連合の審査会で異議があればですね、そこに持っていくというようなやり方のほうが、うち独自でやって、またうち独自で何回も同じ人が来て、意見陳述をしたり、反論したりの繰り返しになりますので、そういったのは広域でできないものかなというふうな思いがしております。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。おっしゃるとおり、事例がそうそう頻繁にあることではないと思うことから、広域連合あたりでですね、やっていただくのが一つの一例かと思います。

広域連合には、今、行政不服審査というのがですね、方式がありますけれども、ただ、この新たにいじめ関係重大事態関係の対応の組織を設置しようとしたときには、やっぱりそれなりに郡内での意識統一とかですね、その辺も必要になってきますので、そのあたりは郡内の各町とまた協議をさせていただきながら、ちょっと調整させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第4号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（藤澤和生君）　日程第8、議案第4号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君）　それでは、議案第4号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）を説明します。

歳出から説明しますので、9ページをお願いいたします。

今回は、全体を通して、人事院勧告、また、先ほど議決いただいた各条例に準じまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきまして、調整を行っております。説明は省略いたします。

2款1項総務管理費です。11ページをお願いします。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、国の補正を受けて、物価高騰対策として実施します住民税非課税世帯への給付金事業、それに関連しての子育て世帯への加算給付金事業を行うための事務費を、3節から次のページの12節において計上し、18節においては、事業に要する給付金を計上するものです。住民税非課税世帯においては、世帯当たり3万円を給付し、子育て世帯は、子ども1人当たり2万円を加算するものです。

24ページをお願いします。9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、いじめ問題専門委員会を開催するに要します報酬、並びに費用弁償を計上するものです。

26ページをお願いします。13款予備費は調整です。

次の27ページ以降は、給与費明細です。後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入について説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

12款地方交付税では、普通地方交付税2,142万1,000円を増額計上しております。

16款国庫支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略いたします。

最後に、予算書表紙の次のページをお願いします。

令和6年度山都町一般会計補正予算。

令和6年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億3,700万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年1月22日提出、山都町長。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君）　議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） いじめの専門委員が10万円予算を組んでありますが、ざっと計算したら3回分かなと思いますが、今年度3月までに、その3回で報告までいけるということでされておられるんでしょうか。回数も含めて御回答をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。いじめ専門委員会の調査委員につきましては、それぞれの各所属の団体へ推薦依頼をこれから行う予定としております。熊本県弁護士会、熊本精神科医師会、また、学識経験者につきましては、熊本県教育庁のほうに人選の依頼を行います。他の自治体の例を見ますと、人選に約1か月程度はかかるということが見込まれておりますので、現在想定しているのは、3月に1回開催というところで想定しております。

なお、金額につきましては……、委員は弁護士、医師等の専門的な有識者を想定しております。報酬及び費用弁償条例別表第1の備考に弁護士、医師、大学教授等の当該者の職に応じて任用される者の報酬の額は、日額2万円以内において町長が定める額とするという規定がございますので、その額を踏まえて1名当たり2万円というところを今現在想定して予算計上しているところになります。

以上になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 11ページの物価高騰対応重点支援についてお尋ねをします。

子ども加算についてお尋ねです。これも非課税世帯の子どものみでしょうか。今の山都町の子どもたちの全体の数も併せてお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。12ページの18節の負担金補助及び交付金の子ども加算の分です。子ども加算については、住民税非課税世帯の子ども1人当たり2万円になります。280人を想定しております。

以上です。

○4番（西田由未子君） 全体の数。

○福祉課長（高野隆也君） はい。

○4番（西田由未子君） 山都町全体の数。

○福祉課長（高野隆也君） 全体。

○4番（西田由未子君） 18歳以下。

○福祉課長（高野隆也君） 18歳以下ですね……、すみません。対象者は280人なりますけれども、18歳以下の児童数というのは、すみません、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えするということでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今、山都町全体の子どもの数を聞いたのは、こういう予算が出てくるとき、毎回私が申し上げるんですけども、子どもにかかるものは全子どもに支給してほしいということを言い続けております。それで何人でしょうかねというふうにお尋ねしたんですけども、ざっと小中学生でたしか800名だというふうに聞いてて、保育園が300ぐらいだったかな。ざっとで1,100名ぐらいかなと思うんですね。そしたら、ざっとで1,100から280引いて900。900名分、1,800万、何とかならないでしょうかと。何だったっけ、あれは……、ふるさと納税、随分収益が上がっておりませんので、その中からとかいうお考えはございませんか、お尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。現時点では規定に基づきまして、交付金の中でですね、予算のほうは組んでおりますので、それで対応しようというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほどのいじめ問題のところですが、私のほうが、報酬と日額の日当っていうか、費用弁償を勘違いしておりましたが、費用弁償からしたら、委員長が6,000円、それから5,900円がその他の委員ということで、合計したら1回と言われたので2万9,600円じゃない、3万円の、3万4,000円としてありますので、この明細をお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。先ほど条例で出しました委員長と委員の日額報酬につきましては、一般的な方の日当という額を規定したものとなっておりまして、今回、調査委員の方につきましては、弁護士、医師等の専門的な有識者を想定しております。誰が今回の委員になるか、これからの人選になるんですけども、弁護士、医師等が委員となった場合は、報酬及び費用弁償条例別表第1の備考にですね、2万円以内で町長が別に定める額とするというのがございますので、その額の2万円、1人当たり2万円という金額で予算は計上しているところになります。

○8番（藤川多美君） 費用弁償。

（「3万4,000円」「3万4,000円」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（鈴木保幸君） すみません。失礼しました。

こちらにつきましては、まだ、どこからですね、来られるか分からぬというところがありますので、熊本市の遠方のところというところで、平均的な出し方で算出をしているところになります。まだ、どこの所属から来ていただくかというところになりますので、どこの場所特定せずにですね、5人分というところで計上しているところになります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第9 議案第5号 令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第5号「令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第5号、令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補正になります。

まず、歳出からです。8ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料94万4,000円については、介護報酬改定に伴うシステム改修費になります。国庫2分の1補助になります。

予備費は調整になります。

続きまして、歳入です。7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金は、先ほどのシステム改修国庫補助金分になります。47万1,000円を計上いたします。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和6年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,876万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年1月22日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第6号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第6号、令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。補正予算（第4号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部です。1款1項4目総係費につきまして、152万6,000円を計上しております。これは、給与改正に伴い、職員4名分の給与、手当、法定福利費の増額分に係る費用を計上しております。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和6年度山都町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度山都町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第1款水道事業費用、3億8,131万円、152万6,000円、3億8,283万6,000円。

第1項営業費用、3億5,509万6,000円、152万6,000円、3億5,662万2,000円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、3,851万3,000円、152万6,000円、4,003万9,000円。

令和7年1月22日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第7号「令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第7号、令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、職員の令和6年度給与改定における給与費の補正、入院収益の補正によるものです。

8ページを御覧ください。補正予算（第3号）の説明書です。

支出の部より御説明いたします。

1款1項1目給与費につきまして、656万7,000円を減額補正しております。これは、令和6年度の給与改定における病院職員65名の4月から12月の給与引上げ額を遡及した増額分と、年度当初に予定していました薬剤師1名の採用が見込まれなくなったことにより、当初予算計上していました給与費を減額し、給与改定増額分との給与費調整額を1節給与費マイナス489万3,000円、2節職員手当マイナス167万4,000円として計上しています。

9ページを御覧ください。

7目その他医業費用97万5,000円の補正は、令和6年10月より児童手当が拡大されたことによる該当職員26名、対象児童数65名に支給する額を補正するものです。

2項10目訪問看護ステーション運営費127万3,000円の補正につきましては、訪問看護ステーション職員4名による給与改定増額分を1節看護師給与費3万9,000円、2節看護師手当123万4,000円として計上しています。職員給与費よりも職員手当のほうが金額が大きくなっている理由としましては、当初予算として計上しておりました職員手当の不足額を合わせて調整を行ったことによるものです。

前のページに戻っていただき、7ページを御覧ください。

収入の部です。

1款1項1目入院収益につきまして、431万9,000円を減額補正しています。これは、当初予算計上していました入院収益において、令和6年度12月までの実績値において算出した額を調整したもので、一部負担金、レセプトにより計上しております。

前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和6年度山都町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度山都町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、11億3,700万3,000円、マイナス431万9,000円、11億3,268万4,000円。

第1項医業収益、9億7,122万1,000円、マイナス431万9,000円、9億6,690万2,000円。

支出。

第1款病院事業費用、11億3,700万3,000円、マイナス431万9,000円、11億3,268万4,000円。

第1項医業費用、10億8,929万1,000円、マイナス559万2,000円、10億8,369万9,000円。

第2項医業外費用、4,471万2,000円、127万3,000円、4,598万5,000円。

令和7年1月22日提出、山都町長。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカ一場施設整備工事（第二期））

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第8号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカ一場施設整備工事（第二期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第8号について説明いたします。

議案第8号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第2回山都町議会臨時会において議決された、山都町運動公園サッカ一場施設整備工事（第二期）請負契約のうち、請負代金額1億7,984万1,420円を1億8,416万7,720円に変更することとする。

令和7年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

工事番号、R6教生工第2号。

工事名、山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期）。

工事場所、山都町長原地内。

当初契約年月日、令和6年6月5日。

財源内訳は、交付金、変更後9,000万円、増額の10万円。起債、変更後9,000万円、増額の10万円。一般財源、変更後で416万7,720円、増額の412万6,300円。全体で、変更後1億8,416万7,720円、増額の432万6,300円となっております。

本工事におきましては、令和6年6月10日から令和7年2月28日までを工期として、現在工期を進めているところでございます。

工事内容としましては、最終出来高で、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート柵工、管理施設整備工の各工種の数量となりますが、資料2のほうで、変更数量増減表で説明いたします。

3行目から路盤・As舗装、面積6,456平米、及び、人工芝、面積6,489平米は変更ありません。野芝は、現場の実施面積で3,585平米となりました。防球ネット、立入防止フェンスについては、現場に合わせた線形変更等で若干数量に変更がありました。

今回変更増となった要因でございますが、1行目の土工につきましては、電気工事で暫定仕上げとしておりまして、最終仕上げとなる計画盛土高までに不足しました884立米を変更で計上しております。また、2行目の不足土におきましては、隣接工事の道路工事から245立米を流用土層して使用し、不足する639立米を購入土としております。このことが増額の要因となった主な理由でございます。

前のページに戻っていただきまして、契約の相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料3を御覧ください。公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4の変更工事請負額から、変更増額432万6,300円。

令和6年6月5日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年1月14日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料4は位置図でございます。

資料5を御覧ください。

白抜きのサッカー場は人工芝、その周りを野芝仕上げとしております。各種数量変更等を朱書きで示しております。

資料6を御覧ください。サッカー場仕上げ図です。

人工芝、路盤工、面積等に変更ありませんが、朱書き部分は人工芝の外枠縁石への20センチ巻き込みが必要となりましたので、変更しております。

資料7を御覧ください。サッカー場詳細図です。

朱書きで防球ネット実施数量を明示しております。

資料8を御覧ください。防球ネットの展開図でございます。

朱書きで実施数量を明示しております。

資料9を御覧ください。サッカー場ライン図です。

メインの全面を使い、小学校8人制は2面、フットサル6面仕様としております。

資料10を御覧ください。管理施設のフェンス、門扉図面です。

朱書きで実施数量を明示しております。

資料11を御覧ください。車止めの新設図です。

調整池までの管理道路入り口部分に3基を設置することとしております。

資料12から14は、変更の横断図でございます。

資料15から16は、防球ネット下の防草コンクリート展開図となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 前回の説明のときに、人工芝を使用されるので、できるだけマイクロプラスチックの流出がないようにということでお願いをしていたところでの御返事で、そういう人工芝自体はですね、マイクロプラスチックができるだけ出ないものを採用したというふうに御説明いただいたかと思っています。それでも、やはり流出の可能性は拭えないでの、できるだけ排水の段階で、それを食い止められるような設備とか、それから、定期的な検査をお願いしておったと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議員、前回も御質問あったとおり、人工芝のグラウンドではですね、利用によって擦り切れた人工芝やゴムチップが、最終的にマイクロプラスチックとなります。特に、経年劣化によってですね、人工芝がちぎれることが多くなりまして、雨が降りますとですね、外周側溝や集水ますにマイクロプラスチックが流れることが予想されております。最終的に集まる集水ますにですね、マイクロプラスチックをろ過するような装置を設置しまして、取り除くことができますので、必要な場合は、今後対応していきたいと考えているところでござ

います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期））」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第9号「工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第9号について説明いたします。

議案第9号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第2回山都町議会臨時会において議決された、町道千滝長野線道路改良工事（第五期）請負契約のうち、請負代金額5,909万1,120円を5,784万4,710円に変更することとする。

令和7年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料2を御覧ください。工事請負変更契約概要です。

工事番号、R 6 教生工第1号。

工事名、町道千滝長野線道路改良工事（第五期）。

工事場所、山都町長原地内。

当初契約年月日、令和6年6月5日。

交付金、変更後1,891万8,000円、減額の34万5,000円。起債、変更額3,880万円、減額20万円。

一般財源、変更後12万6,710円、減額70万1,410円。合計で、変更後5,784万4,710円、減額124万6,410円となっております。

本工事におきましては、令和6年6月10日から令和6年12月20日までを工期としておりました

が、隣接工事のサッカー場整備の工事との関連から、令和7年3月10日までを延長して工事を進めているところでございます。

最終の工事内容としましては、道路改良延長200メーター、幅員7メーターに変更はありません。工種の土工から水道工事までの各種数量が最終出来高となっております。

資料2の変更数量増減表を御覧ください。

土工におきまして、変更増減で578立米増えておりますが、これは当初、仮置き残土を概算ではじいておりまして、起工測量において、見込みより多い数量となり、計画しておりました不足土357立米の購入費110万円が不要となったことが主な減額の要因となっております。また、発生した残土もサッカー場へ流用しております。他の工種につきましては、現場状況により数量の増減が生じたものです。

前のページに戻っていただきまして、7の契約の相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料3を御覧ください。公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4、変更工事請負額から変更減額124万6,410円。

令和6年6月5日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年1月14日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料4は位置図です。

資料5を御覧ください。全体施工区域の平面図です。

旗揚げ部分のナンバー10で施工延長200メートルに変わりはありません。朱書きでそれぞれの変更数量を2段書きしております。

資料6を御覧ください。縦断図です。

高さ等変更はございません。

資料7を御覧ください。標準横断図です。

隣接する駐車場への車両の歩道の乗り入れ部の構造を朱書きとしております。

資料8から11までは変更横断図です。

当初を黒の点線、起工測量を青線で示しております。変更数量を朱書きとしております。

資料12を御覧ください。プレキャストL型擁壁の展開図です。

L型擁壁の延長等の変更はありませんが、階段降り口において、プレガードを50センチほどカットしておりますので、旗揚げ延長に変更が生じております。

資料13を御覧ください。可変側溝と車止め門型の変更新設の詳細図です。

側溝敷設区間で一部道路の勾配上、可変側溝を使わなければならない区間が出てまいりました。

資料14は階段工図で、変更はありません。

資料15、16、17は植生工、歩道舗装工、耐水処理等の展開図でございます。

最後に、資料18は水道管敷設平面図です。1メーター延長が延びております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第14、議案第10号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議案第10号について説明いたします。

議案第10号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R 6教生工第7号。

工事名、山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

契約金額、1億4,113万円、税込みです。

契約相手方、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

入札の方法、指名競争入札。

令和7年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。工事請負契約概要です。

入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和7年1月10日。

財源内訳、全体で1億4,113万円。交付金5,150万円、社会資本整備総合交付金です。起債5,150万円、過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源は3,813万円です。

工事内容についてです。

施設整備工（中央グラウンド、芝生広場）1式。器具倉庫工、器具倉庫、3連棟と2連棟の各1棟。防災備蓄倉庫工で6,000掛け2,400の1棟。便所工、パークトイレ（5連ユニット）1基、合併浄化槽（176人槽）を1基、マンホールトイレ4基。貯水施設工、耐震性貯水槽（10トン）1基。給水施設工、水飲みで中央グラウンドと芝生広場、バリアフリータイプということで各1基、散水栓を4か所、大型伸縮式バルブ散水栓を2か所です。

指名業者は記載しております12社です。

資料2を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。

工期は、令和7年1月27日から令和7年の3月31日まで。

請負代金額、1億4,113万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、矢部開発株式会社は、おのののの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年1月16日、発注者、山都町長、受注者、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

資料3を御覧ください。入札結果になります。

1月10日の開札で、予定価格、税抜1億4,100万7,000円、最低制限価格、税抜きで1億2,816万7,124円。12社を指名しまして、6社が辞退、ほか6社から応札がありまして、最低制限価格に一番近かった矢部開発株式会社が落札をいたしました。

資料4を御覧ください。位置図でございます。

山都町運動公園中央部に位置します。

資料5を御覧ください。中央グラウンド施設配置平面図です。

西側、図面の左側ですけど、朱書きで駐車場近くの防災備蓄倉庫から順に、マンホールトイレ、パークトイレ、浄化槽、器具倉庫、耐震性貯水槽を設置いたします。

資料6を御覧ください。芝生広場中間付近下、下部のほうに器具倉庫位置図を示しております。

資料7を御覧ください。中央グラウンド付近設置の倉庫、トイレ等割付図です。

先ほど説明いたしました施設の位置図の詳細となります。

資料8を御覧ください。中央グラウンド設置の器具倉庫の外形図です。

平面寸法で、約9.3掛ける5.9メーターとなっております。

資料9を御覧ください。器具倉庫の外形図2です。

器具倉庫の正面と両側側面図となっております。

資料10を御覧ください。芝生広場設置の器具倉庫外形図です。

寸法は、平面で縦横約5.3掛けるの3.1、高さが2.3メーターとなっております。

資料11を御覧ください。防災備蓄倉庫外形図です。

縦横それぞれ6メーター掛け2.4メーター、高さ2.4メーターとなっております。

資料12と13は、パークトトイレ詳細図です。

男子便所、女子便所、多目的便所を設けます。

資料14を御覧ください。浄化槽の詳細図となっております。176人槽となります。

資料15を御覧ください。マンホールトイレです。

椅子、テントセット4基設置いたします。総合体育館パステル敷地内にも同様の機材が設置しております。防災訓練でも使い方の訓練を行ったところでございます。

資料16を御覧ください。耐震性貯水槽（10トン）の詳細図です。

これは、非常時の飲料水型地下貯水槽となりまして、いわゆる水の缶詰といったところでございます。大規模災害時に活用となります。

資料17を御覧ください。給水関係の図面でございます。

資料18を御覧ください。給水関係図で、散水栓や水飲み場の図面となります。

最後に、資料19を御覧ください。グラウンド脇に設けますスプリンクラーバルブ図となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すみません、10番の器具倉庫の中に入れる予定のものは何ですかというのと、12ページのところに、トイレの仕様がありますけれども、ちびっこ広場からはちょっと遠いなという感想を持っているんですが、子ども連れの方が使いやすいトイレであってほしいと思いますので、もし、この仕様にないからですね、追加でできるものであればということでお尋ねをします。ベビーシートは女性用のトイレにしかないのかなと思うんですが、男性用にもできればつけてほしい。今からでもできるのであればというお尋ねです。それと、男性用にも女性用にも小便器があると、子どもたちが使いやすいと思うんですが、その追加設置はできないものだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。1点目ですが、資料の8で、器具倉庫でございますかね、この資料8の器具倉庫でございますかね。はい。左側のほうには、救護室、審判等の控室を予定しております。それと右側、2連のほうですけど、これは、グラウンド整備用のトラクターをですね、来年度購入を予定しておりますので、トラクターとラインカーとか散水、浄化水の施設等を中心に入れる予定でございます。

それと、2点の男子用にもベビーシートというところでございますけど、これにつきましては、今の御意見を聞きましたので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

あと3点目がちょっと、すみません。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 男子、ちっちゃい子どもがおしっこをするときの小便器が設置してあるところが最近多くなってきてるんですよね。それがあると、男性用にも女性用にも子どもを連れてトイレに入ったときに、利用しやすいんじゃないかなというふうに思います。スーパーとかで見られたことないですかね。スーパーというか、大きな商業施設には、子どもだけの小さい便器、男の子の小便器と女の子の便器がつけてあるところがあるんですね。そこまでは望みませんので、男の子用の小便器を男性用にも女性用にもつけていただくと、子ども連れの方には便利なんじゃないかなと思いますので、御検討いただけますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 今の御質問については、便器をまた新たに設けるということになりますと、浄化槽の規定によりですね、便槽の人槽が変えなければいけないということで、そういう変更にもなりますので、今のところちょっとできますという御返事はできませんけど、なるべく検討させていただきたいというふうに考えております。すみません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほど器具倉庫の中身をお尋ねしたのは、グラウンドゴルフをされるシニアクラブの方とかですね、からお尋ねをいただいたんですけど、グラウンドゴルフの旗、旗といいますか、コースですね、それをパスレルのほうに借りに行って、設置して、また片づけに行くっていうふうに聞いております。なので、ちょっとそこまで行けばいいじゃないかということにもなるかもしれません、せっかく器具倉庫ってあったので、この中にグラウンドゴルフ用の道具が入れられるのかなと思ってお尋ねしたところでしたが、その辺のお考えはどうですか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今の質問に対しましては、当初、今の現在はパスレルの脇に道具を置いているんですけど、今回の、そういうことを踏まえましてですね、これは資料の6を御覧いただきまして、今回新たに器具倉庫を設けます。ここに、今言われたグラウンドゴルフセットを置くように計画しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後0時03分

令和7年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1月22日 原案可決
発議第1号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	1月22日 原案可決
議案第2号 山都町いじめ問題専門委員会設置条例の制定について	1月22日 原案可決
議案第3号 山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定について	1月22日 原案可決
議案第4号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	1月22日 原案可決
議案第5号 令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	1月22日 原案可決
議案第6号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について	1月22日 原案可決
議案第7号 令和6年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について	1月22日 原案可決
議案第8号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカーフィールド施設整備工事（第二期））	1月22日 原案可決
議案第9号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））	1月22日 原案可決
議案第10号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）	1月22日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員